

指定居宅介護支援事業利用重要事項説明書

あなたに対する指定居宅介護支援事業利用サービス提供開始にあたり、指定居宅介護支援事業運営規定第7条に基づいて当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業所の名称	医療法人 敬天堂 ケアプランサービスしゃくなげ
事業所番号	4151680057
事業所所在地	佐賀県杵島郡江北町大字惣領分2420番1
法人の種別	医療法人
事業者代表者氏名	古賀義行
電話番号	0952(71)6200
FAX 番号	0952(71)6170

2. 御利用施設で併せて実施する事業

佐賀県知事の事業者指定

事業の種類	指定年月日
介護老人保健施設ユートピアしゃくなげ(施設入所サービス)	2015年9月1日
介護老人保健施設ユートピアしゃくなげ(短期入所療養介護)	2015年9月1日
介護老人保健施設ユートピアしゃくなげ(通所リハビリテーション)	2015年9月1日
訪問看護事業所(訪問看護)	2015年9月1日
訪問リハビリテーション	2015年9月1日

3. 事業の目的及び運営方針

<p>1 要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。</p> <p>2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいて適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>3 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>4 事業所の運営に当たっては、市町村等保険者（以下「保険者」という）、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。</p>
--

4, 職員の職種、人数及び職務内容

職員の職種	員数	区分				職務内容
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			主任介護支援専門員
介護支援専門員	2	2				介護支援専門員

介護支援専門員の一人あたりの標準担当件数（利用定員）は44人とします。又、地域包括支援センターより委託を受けた要支援状態にある利用者の担当件数については「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準（第13条25号）、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第12条第5号」に基づき支援いたします。

5, 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から金曜日
営業時間	午前8時30分～17時30分まで

6, ケアサービスの提供方法及び内容

計画の作成	指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、居宅サービス計画を利用者の希望に沿って作成します。
問い合わせ又は利用申し込み方法	指定居宅介護支援の提供に関する問い合わせ又は利用申し込みは、電話、文書及び事業所への来所により受け付けます。
提供拒否の禁止	正当な利用なく指定居宅介護支援の提供を拒否はいたしません。
サービス提供困難時の対応	事業の実施地域によっては、自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じる場合があります。
受給資格等の確認	指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その人の提示する被保険者証(資格者証を含む)によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無及び要介護認定等の有効期間を確認させていただきます。
要介護認定申請に係る援助	指定居宅介護支援の提供に際し、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて要介護認定の申請の援助を行います。
	要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の1ヶ月前には行われるよう必要な援助を行います。
介護支援専門員の身分証明書の提示	介護支援専門員には、身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から身分を証する書類を求められた時は、これを提示します。

7, 介護保険給付サービス

居宅サービス計画の作成
居宅サービス事業者との連絡調整
介護保険給付管理業務
要介護認定等の申請の援助

8, 利用料 (令和6年度改訂による金額)

区 分	利 用 料
居宅介護支援費 (要介護1～2)	1,086 単位/月
居宅介護支援費 (要介護3～5)	1,411 単位/月
初回加算	300 単位/月
入院時情報連携加算Ⅰ	250 単位/月
入院時情報連携加算Ⅱ	200 単位/月
退院・退所加算 (1) イ	450 単位/月
退院・退所加算 (1) ロ	600 単位/月
退院・退所加算 (2) イ	600 単位/月
退院・退所加算 (2) ロ	750 単位/月
退院・退所加算 (3)	900 単位/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/回
通院時情報連携加算	50 単位/月
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (居宅介護支援サービス費に同じ)
介護保険給付が行われる場合、自己負担はありません。	

9, 通常の事業の実施区域

事業の実施区域	江北町・小城市 (牛津町・芦刈町)・大町
---------	----------------------

10, 苦情申立先

当施設ご利用相談室	担当窓口及び責任者	庄野 潤一郎
	ご利用時間	営業日と同じ
	ご利用方法	電話 0952-71-6200 面接 相談室

また、次の苦情申立窓口へ直接ご相談することもできます。

江北町地域包括支援センター	ご利用日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 0952-86-5614
杵藤広域市町村圏組合 介護保険事務所	ご利用日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 0954-69-8222
佐賀県長寿社会課	ご利用日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 0952-25-7054
佐賀県国民健康保険団体連合会 介護保険係	ご利用日時 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 0952-26-1477

11. 具体的取扱い方針

<p>居宅サービス計画の作成にあたっては、課題分析標準項目に準じて利用者が有する能力や、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。</p>
<p>利用者に提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。また、原案の内容については文書により利用者の同意を得るようにします。</p>
<p>居宅サービス計画に基づいた指定サービス等の提供について、保険給付の対象となるか否かを区分し、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。</p>
<p>居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行いながら、居宅サービス計画の実施状況により利用者の必要に応じた居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。</p>
<p>利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜を図ります。</p>
<p>介護保険施設等から退院又は退所しようとする場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行います。</p>
<p>居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスが必要な場合は、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りです。医療サービス以外の指定居宅サービス等が必要な場合は、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、これを尊重します。</p>
<p>利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又は指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（指定に係る居宅サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って</p>

居宅サービス計画を作成します。

居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保険医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を含めて居宅サービス計画を作成します。

利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること。当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること。以上の説明を行います。

12. 秘密保持

業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密は守ります。ただし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族等の同意をあらかじめ文書により得た上で行います。後の同意書名欄でご署名をお願いします。

13. 事故発生時の対応

利用者に対して、居宅介護支援を提供したことにより損害賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。